

訪問系障害福祉サービス事業所 各位

健康福祉部長 小野澤 史  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応に係る障害福祉サービス事業者からの無資格者による  
一時的なサービス提供について (通知)

日頃より本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時的な対応により、障害福祉サービス等事業所において、人員基準上の要件を満たさない場合について、本市では下記のとおり取扱うこととします。お知らせいたします（「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）問6」（令和2年3月10日付け厚生労働省事務連絡）に基づき、市の取扱いを定めるもの。）。

なお、今後、国から新たな方針等が示された場合は変更となる場合があることについて、あらかじめご了承ください。

## 記

### 1 無資格者のうち支援に入ることを可能とする方について

以下のような条件を満たす方などのうち、介護支援に入ってください前に、支援に必要な指導及び実務実習なども行ったうえで、障害福祉サービス事業者の居宅介護等事業所のサービス提供責任者により、支援に入るにあたり問題ないと判断された方については、当該支援に従事することは差し支えありません。

- (1) 実務者研修や居宅介護職員初任者研修などを受講し、資格取得予定でいたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、研修受講が出来なかった方
- (2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの居宅介護等事業の支援の資格はないが、障がい者に係る他のサービスで支援経験のある方
- (3) 多摩市障がい者自立生活サポーター支援制度なども含め、ボランティアなどで障がい者支援に入った経験のある方
- (4) 親族や知り合いに障がいのある方がおり、日頃からのかかわりがある方、あった方
- (5) 現在あるいは過去に福祉関係の学校に通っていて、障がい者支援に係ることを学んだり、実習を受けたりした経験のある方

## 2 手続きについて

無資格者の事業所登録によるサービス提供を行う事業者は、以下の手続きをお願いいたします。

- (1) 無資格者が支援に従事する事業者は、支援に従事する無資格者の氏名、生年月日及び当該無資格者が支援に従事することについて問題ないと判断した理由等を、市様式により市へ報告してください。
- (2) 無資格者が従事することについて、利用者に伝えた上でサービス提供を行ってください。

## 3 適用期間

令和2年4月1日から一定期間

適用終了日については、厚生労働省・東京都からの通知を基に改めて通知いたします。

### 【担当】

多摩市役所健康福祉部障害福祉課

相談支援担当

電話042-338-6847（直通）

FAX042-372-1200

## 参考

- 令和2年3月10日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」の問6

問6 訪問系サービスについて、通所系サービスの利用が出来なくなった発熱等の症状のある利用者に対するサービス提供の増加や、職員の発熱等により、人員基準上の必要な資格を持った人員が確保出来ない場合は基準違反となるのか。

(答) 基本的には、相談支援事業所等が調整のうえ、有資格者を派遣する事のできる訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましいが、やむを得ず指定等基準(※)を満たすことが出来なくなった場合であっても、それが一時的なものであり、かつ利用者の処遇に配慮したものであれば、当該資格のない者であっても、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事することとして差し支えない。

※ 指定等基準によると、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省令告示第538号）」では、指定居宅介護等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、基準該当含む）の提供に当たる者は、介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者となっている。